

# ＜令和3年度青森県特別保証融資制度の概要＞

## ■事業概要

本県経済を担う中小企業者の事業活動の促進と経営の安定を図るため、青森県信用保証協会及び金融機関と連携の下、県特別保証融資制度（長期・低利な事業資金の融資）を実施しており、県は貸付原資の一部を金融機関に預託し、金融機関はこれに自己の資金を加え、信用保証協会の保証を付して、県が定めた融資条件により中小企業者に融資している。

令和3年度においては、中小企業者の事業継続と雇用の維持及び持続可能な地域経済の構築に向け、必要な対策を引き続き実施する。

## 県内中小企業を取り巻く環境

### ●新型コロナウイルス感染症拡大による影響の拡大

本県経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により他に類がないほど幅広い地域・業種に影響が及んでおり、景況低迷の長期化や雇用情勢の悪化など県内中小企業を取り巻く環境は予断を許さない状況にある。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中において、事業継続と雇用の維持を図るためには、本県経済を担う県内中小企業者への資金繰り支援の継続が求められている。

## 令和3年度実施方針

持続可能な地域経済の構築に向け、市町村や支援機関と連携しながら、中小企業の前向きな取組への支援を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障を生じている中小企業の資金繰りを引き続き支援する。

### 前向きな取組への支援の強化

#### ◆融資対象の新設

##### ・経営承継借換関連保証※を利用する中小企業

※事業承継時に経営者による個人保証を一定の要件の下で不要とする新たな保証制度。

同制度の認定を受けたものについて、県による保証料補助を実施。また、経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合、保証料率引き下げ

#### ◆新型コロナウイルス感染症による離職者の雇用促進

・「雇用創出枠」について、同感染症による離職者を雇用した場合の雇用要件を緩和

※通常2名以上⇒**コロナ離職者を含む場合は1名以上**

### 新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援の継続

#### ◆経営安定化サポート資金「災害枠」の継続指定

・融資枠600億円（融資限度額3,000万円）

#### ◆災害枠に係る信用保証料軽減制度の実施

・補助対象：セーフティネット保証4・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けたもの

・補助率：30%

### 中小企業の負担軽減の継続と拡充

- ①創業などを対象とした県の保証料補助を継続
- ②市町村による県融資制度への保証料等の補給を継続

## 令和3年度融資枠【1000億円】

### 「選ばれる青森」への挑戦資金【130億円】

県が推進する前向きな取組みを対象

＜融資利率＞

- ①1.1%（事業承継枠除く）
  - ※若者・女性・シニア・UIターンによる創業：0.9%
  - ※市町村の創業相談窓口を利用した融資：1.0%
  - ※三者連携協定に関する融資：1.0%
  - ※雇用創出を伴う場合：0.7%又は0.9%
- ②金融機関所定▲0.8%（下限1.6%）（事業承継枠）
  - ※「経営力向上割引」により、さらに▲0.5%

### 経営安定化サポート資金【730億円】

経営の安定に支障を生じている企業を対象

＜融資利率＞

- ①売上減少等：金融機関所定▲0.8%（下限1.6%）
  - ※「経営力向上割引」により、さらに▲0.5%
- ②災害枠：0.9%又は1.1%
- ③事業再生枠：金融機関所定

### 事業活動応援資金【130億円】

一般的な事業資金に対応

＜融資利率＞

- 金融機関所定▲0.3%（上限2.0%）
- ※「経営力向上割引」により、さらに▲0.5%

### 経営力強化対策資金【10億円】

「経営力強化保証」を活用した借換制度

＜融資利率＞

- 金融機関所定▲1.3%（下限1.1%）